

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県指定有形文化財の指定	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県指定有形文化財の一部解除	社会教育・文化財保護課	1頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	2頁

告 示

三重県教育委員会告示第2号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しましたので、同条例第5条第4項の規定により告示します。

令和5年1月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	黒瀧神社本殿 附 棟札等	1棟 附22枚	松阪市飯高町森129	宗教法人 黒瀧神社
彫刻	木造十一面観音立像 附 木造雨宝童子立像 木造難陀龍王立像	1軀 附2軀	松阪市下七見町118	安養院

三重県教育委員会告示第3号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財を一部解除しました。

令和5年2月7日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名 称	旧員数	新員数	所在地	指定日	解除日	所有者
彫刻	伊奈富神社神宝	神像 16軀 能面 2面 獅子頭 1個	神像 15軀 能面 2面 獅子頭 1個	鈴鹿市 稲生西 2-24-20	昭和37年 2月14日	平成3年 6月21日	宗教法人 伊奈富神社
解除理由	文化財保護法第27条第1項の規定により神像16軀のうち木造男神坐像1軀が平成3年6月21日付け文部省告示第82号で重要文化財に指定されたため						

公 告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和5年2月7日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
津市立育生幼稚園	令和5年3月31日	休園中で、今後も園児数の増加が見込めないため

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会